

## 浜松市風致地区内住宅生垣用苗木交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風致地区において、緑豊かで住み良い生活環境や美しい景観を創出することを目的とし、生垣を設置する者に対し、苗木を交付することについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 風致地区 都市計画法第8条第1項第7号に定める風致地区をいう。
- (2) 専用住宅 専ら人の住居の用に供する建築物。
- (3) 併用住宅 一つの建築物において、住宅と店舗、事務所その他住宅以外の用途に供する部分を合わせもつ住宅。
- (4) 戸建住宅 一棟で1戸の住宅。
- (5) 共同住宅 2戸以上の世帯が廊下、階段、玄関ホール等を共用する住宅。マンション、アパートが該当する。
- (6) 専用庭 共同住宅の各入居者が専用使用できる庭。
- (7) 道路 建築基準法第42条に規定する道路及び公道、私道のうち一般の通行の用に供しているもの。
- (8) 生垣 概ね直線状で、樹木を1m当たり2本以上列植したもの。

(交付対象者)

第3条 苗木の交付の対象となる者は、本市に居住する者（法人にあつては、本市に主たる事務所又は従たる事務所を有する者）のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 風致地区内の専用住宅（共同住宅を含む。以下この条において同じ。）に居住する者又は専用住宅を所有する者。
- (2) 風致地区内の専用住宅に居住しようとする者。

(交付対象となる場所)

第4条 苗木の交付の対象となる場所は風致地区内に存する戸建住宅である専用住宅及び併用住宅の敷地並びに共同住宅の専用庭で、道路境界から並行に幅7mの部分並びに隣地境界部分とする。

2 建築基準法第42条第2項に定める道路との境界は道路中心線から2m以上後退した場所とする。

3 生垣を設置しようとする住宅の敷地と道路の間に公共の用に供する水路や公共花壇等がある場合は、それらと住宅の敷地の境界線までを道路とみなすこととする。

(設置基準)

第5条 生垣の設置については、次の各号に掲げるいずれの条件にも該当するものでなけ

ればならない。

- (1) 延長が連続して2 m以上であること。
- (2) 概ね直線状で、1 m当りに苗木を2本以上列状に植え込むこと。
- (3) 道路から生垣の視認を遮る工作物等がないこと。道路と生垣の間に工作物等がある場合は、高さが生垣の根元から0.5 m以下、又はネットフェンスや格子フェンスなどの見通しが良い開放的なフェンス等とし、正面から見たときの開口率が50%以上のものとする。ただし、道路から生垣の視認を遮らないカーポートや生垣を作るための支柱等についてはこの限りではない。

(交付物)

第6条 交付物は本市の気候風土に適し、生垣として相応しい樹木の苗木とし、アラカシ、イヌマキ（ホソバ）、ウバメガシ、キンメツゲ、サザンカ、シロバナトキワマンサク、アカバナトキワマンサク、ヒイラギモクセイ、セイヨウイボタ（プリペット）から申請者が選択するものとする。樹高はいずれも0.5 m～0.8 m程度とする。

(交付の上限)

第7条 交付本数は、生垣の設置延長1 m当たり3本までとし、1申請地につき100本を上限とする。なお、緑化を行おうとする敷地が緑地協定区域及び風致地区の双方に該当する場合においても、1申請地の交付は100本を上限とする。ただし、苗木の交付は予算の範囲内において行うものとする。

(交付時期)

第8条 苗木の交付は原則として、交付申請から1ヶ月半程度の準備期間を要するものとする。植樹不適期である7月、8月、9月、1月及び2月の交付は行わないものとする。

(交付場所)

第9条 交付場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。また、苗木の運搬等は、申請者が行うことを基本とする。

- (1) 緑化推進センター
- (2) その他、市長が認める場所

(交付申請)

第10条 苗木の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 風致地区内住宅生垣用苗木交付申請書（第1号様式）
- (2) 生垣設置場所案内図
- (3) 生垣設置計画図
- (4) 生垣設置場所現況写真
- (5) 第5条第3号に定める工作物を設置する場合は、その立面図
- (6) 第3条第2号に規定する者で、第1号の書類により当該敷地に居住しようとすることが明らかでない場合は、当該敷地に居住しようとすることが明らかであることを証

する書類

- 2 共同住宅の専用庭に生垣を設置しようとする場合は、申請者および共同住宅の管理者の連署で申請するものとする。
- 3 同一敷地内において一度に植栽できない場合等は、2回以上に分けて申請できるものとする。ただし、同一敷地内において第7条に規定する交付本数の上限を超えて申請することはできない。
- 4 交付申請の受付期間は4月から翌年の1月末までとする。ただし、10月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の3ヶ月前からとする。

(交付決定)

第11条 市長は、前条第1号各号に規定する書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、風致地区内住宅生垣用苗木交付決定通知書（第2号様式）をもって、申請者に通知する。

(申請の変更、取下げ)

第12条 交付申請後の自己都合による、数量の変更（以下、「変更」という）、申請の取下げ（以下、「取下げ」という）、交付を受けた苗木の返還（以下、「返還」という）は認めない。ただし、やむをえない事情による場合は、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、承認を得て行うことができる。

(1) 変更 風致地区内住宅生垣用苗木交付変更申請書（第3号様式）及び当該変更に係る書類

(2) 取下げ 風致地区内住宅生垣用苗木交付申請取り下げ届（第5号様式）

(3) 返還 風致地区内住宅生垣用苗木交付辞退届（第5号様式）

2 変更の申請に対しては、審査及び必要な調査を行い、内容が適していると認めた場合には、風致地区内住宅生垣用苗木交付変更決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

(完了報告)

第13条 苗木の交付を受けた者は、交付を受けた苗木の植栽が完了した日以後、速やかに風致地区内住宅地生垣用苗木植栽完了報告書（第6号様式）に植栽完了後の写真を添えて市長に提出しなければならない。

(管理)

第14条 交付を受けた苗木の管理にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 苗木の健全な育成に努めること。

(2) 植樹後5年間は、伐採又は移動をしないこと。

(3) 苗木が枯死したときは、直ちに補植し、原状に回復すること。

(返還命令)

第15条 交付を受けた苗木を、交付決定内容と違う用途・場所等で使用した者に対し、

市長は、風致地区内住宅生垣用苗木返還命令書（第 7 号様式）により、苗木の返還を命ずることができる。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、昭和 63 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 12 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申 請 者）郵便番号  
住 所  
氏 名  
連 絡 先

風致地区内住宅生垣用苗木交付申請書

浜松市風致地区内住宅生垣用苗木交付要綱に基づき、苗木の交付を下記のとおり申請します。

記

1 申請する苗木

| 樹 種 名 | 生垣の延長 (m) | 数 量 (本) | 備 考 |
|-------|-----------|---------|-----|
|       |           |         |     |

2 生垣の設置場所

浜松市 区 ( 風致地区)  
(緑地協定地区の場合： 緑地協定地区)

3 交付希望日

年 月 日 ※10月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の3ヶ月前から受付します。

4 添付書類

以下の①～④の書類を添付してください。

チェック欄

|              |                                                                                              |  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ①案内図         | ・最寄りの目標物から生垣を設置する住宅までの地図。                                                                    |  |
| ②計画図         | ・見取り図に、接する道路の幅、植栽の配置、樹種名、及び本数を記入。<br>・同一の敷地において、2回目以降の申請を行なう場合は、以前に交付を受けて設置した場所、本数が分かるように記入。 |  |
| ③現況写真        | ・生垣を設置する場所全体が確認できる写真。                                                                        |  |
| ④工作物の<br>立面図 | ・フェンスなどを設置する場合、高さや開口率が確認できる図面。                                                               |  |

- ※ 交付申請の受付期間は、事業実施年度の4月から1月までとします。ただし、10月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の3ヶ月前からとします。
- ※ 交付する苗木の数量は、1m当たり2～3本として、100本を上限とします。
- ※ 苗木の交付は申請から1ヶ月半程度の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 7月、8月、9月、1月、2月の交付はできません。

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長 ○○ ○○

風致地区内住宅生垣用苗木交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生垣用苗木について、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

1 交付する苗木

| 樹 種 名 | 生垣の延長 (m) | 数 量 (本) | 備 考 |
|-------|-----------|---------|-----|
|       |           |         |     |

2 交付期間

下記の期間にて、苗木の受け取りをお願いします。

年 月 日 ～ 年 月 日

3 交付場所

緑化推進センター（住所：浜松市中央区大塚町1876-1）

（TEL 053-426-2300）

※ 浜松市中央卸売市場の南隣です。

※ 業務取り扱い時間 年末年始を除く、9：00～17：00

※ 事前にお問合せのうえ、管理棟へお越しください。

4 交付の条件

- （1）苗木の健全な育成に努めること。
- （2）植樹後5年間は、伐採又は移動をしないこと。
- （3）苗木が枯死したときは、直ちに補植し、原状に回復すること。

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申 請 者）郵便番号

住 所

（ 風致地区）

氏 名

連 絡 先

## 風致地区内住宅生垣用苗木交付変更申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付の決定を受けた生垣用苗木について、下記の理由により変更したいので申請します。

記

### 1 変更理由

### 2 変更内容

※当初の申請時の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長 ○○ ○○

風致地区内住宅生垣用苗木交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった生垣用苗木について、下記のとおり変更交付決定しましたので、通知します。

記

1 交付苗木

| 樹 種 名 | 生垣の延長 (m) | 数 量 (本) | 備 考 |
|-------|-----------|---------|-----|
|       |           |         |     |

2 交付期間

下記の期間にて、苗木の受け取りをお願いします。

年 月 日 ～ 年 月 日

3 交付場所

緑化推進センター（住所：浜松市中央区大塚町1876-1）

（TEL 053-426-2300）

- ※ 浜松市中央卸売市場の南隣です。
- ※ 業務取り扱い時間 年末年始を除く、9：00～17：00
- ※ 事前にお問合せのうえ、管理棟へお越しください。

4 交付の条件

- (1) 苗木の健全な育成に努めること。
- (2) 植樹後5年間は、伐採又は移動をしないこと。
- (3) 苗木が枯死したときは、直ちに補植し、原状に回復すること。

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申 請 者）郵便番号

住 所

（ 風致地区）

氏 名

連 絡 先

風致地区内住宅生垣用苗木 交付申請取り下げ 届  
交付辞退

☐交付申請取り下げ

年 月 日付けで提出した風致地区内住宅生垣用苗木交付申請について申請を取り下げます。

☐交付辞退

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付の決定を受けた生垣用苗木について、下記の理由により交付を辞退します。

記

- 1

☐交付申請取り下げ

☐交付辞退

理由

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申 請 者）郵便番号

住 所

氏 名

連 絡 先

風致地区内住宅生垣用苗木植栽完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付の決定を受けた生垣用苗木について、植栽が完了しましたので報告します。

記

1 植栽した苗木

| 樹 種 名 | 生垣の延長 (m) | 数 量 (本) | 備 考 |
|-------|-----------|---------|-----|
|       |           |         |     |

2 生垣を設置した場所

浜松市 区 ( 風致地区)

(緑地協定地区の場合： 緑地協定地区)

3 設置日

年 月 日

4 添付書類

以下の書類を添付してください。

チェック欄

|          |                    |  |
|----------|--------------------|--|
| 生垣設置後の写真 | ・設置した生垣全てが確認できる写真。 |  |
|----------|--------------------|--|

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長 ○○ ○○

風致地区内住宅生垣用苗木返還命令書

年 月 日付浜松市指令 第 号をもって交付決定を通知した生垣用苗木について、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還理由

2 返還を命じる苗木

3 返還場所

緑化推進センター（住所：浜松市中央区大塚町1876-1）

（TEL 053-426-2300）

※ 浜松市中央卸売市場の南隣です。

※ 業務取り扱い時間 年末年始を除く、9：00～17：00

4 返還方法